

信濃町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による
住民監査請求があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結
果を公表する。

令和元年12月26日

信濃町監査委員

清水岳美

信濃町監査委員

小林幸雄

信濃町職員措置請求に対する監査結果報告書

第1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 信濃町職員措置請求書の提出

令和元年10月30日（令和元年11月11日受理）

3 請求の趣旨

請求人提出の「信濃町職員措置請求書」（資料）による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

信濃町長横川正知殿、産業観光課長丸山茂幸殿、産業観光課農林畜産係長霜鳥隆殿及び産業観光課農林畜産係主事片桐渉殿らは、農業競争力強化基盤整備事業に関し、①辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合員のうち一部の者が区画整理事業に反対し、②組合員でない者が同意し、③同意書に住所の記載がないなどの不備があるにもかかわらず、組合員の意向を直接確認することを怠り、平成31年3月28日、辻屋地区計画書作成業務委託費860万7600円を、信濃町の公金から支出した。

そもそも、辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合の■■■■書記は平成31年3月15日実施の定期総会において、真実は区画整理事業と農業用排水設備事業の2本立てであるにもかかわらず「用水路だけみんなです」と述べ、あたかも区画整理事業については実施しないかの如く装い、複数の組合員を欺罔して上記事業に同意させた。

更に産業観光課長丸山茂幸殿、産業観光課農林畜産係長霜鳥隆殿及び産業観光課農林畜産係主事片桐渉殿らは、当該議事録を受領し、内容を熟知していたにもかかわらず、当該定期総会のやり取りを黙認し、それどころか農業競争力強化基盤整備事業の実施に向け、事業に反対する組合員の自宅に押し掛け、同意するまで居座る等の強引な手法を取っている。更に同意書を取り付けるに際し、辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合は、組合規約を改正して賦課金を課す対象から耕作者を除外しつつ、「耕作者である〇〇様には、工事負担金をご負担いただくことなく工事を行います」と記載された書面を

配布しているのである。

農業競争力強化基盤整備事業は効果未達成の場合補助金を返還しなければならないところ、何ら責任を負わない耕作者から同意書を取り付け、事業実施後5年間に耕作者が放棄した場合には農地の区画整理事業費3000万円を、耕作者らではなく所有者らが賦課金という形で負担しなければならないなど到底承服できるものではない。

(2) 措置要求

辻屋地区計画書作成業務委託費860万7600円の支出は、事業実施の見通しのたっていない中での、いわゆる見切り発車というべきものであり、公金から支出することは明らかに違法、不当である。よって、監査委員は、町長に対し、支出手続を行った職員に対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(3) 事実証明

以下に証拠資料の書類を示す。

- ・支出命令票（写し）
- ・資料の送付についてと題する書面（写し）
- ・同意書（写し）
- ・定期総会開催通知（写し）
- ・辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合定期総会会議録（写し）

第2 請求の要件審査（請求の補正及び受理）

令和元年10月29日付け（令和元年10月30日受付）で提出のあった信濃町職員措置請求書について、総務省令で規定している様式とするよう補正を求めたところ、請求人代理人から令和元年11月8日付け（令和元年11月11日受付）で補正後の信濃町職員措置請求書が提出された。

その結果、本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備することとなったため、令和元年11月11日付けでこれを受理した。

第3 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年1月10日まで

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 計画書作成業務委託契約の違法性・不当性の事実判断
- (2) 計画書作成業務委託料に係る財務会計上の行為の事実関係
- (3) 勧告措置の必要性の判断

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を次のとおり与えた。

- 日時 令和元年11月22日(金) 開会 午後1時57分
閉会 午後2時28分
- 場所 信濃町役場 第1委員会室
- 請求の要旨に付加された陳述内容 別紙請求人陳述記録による
- 陳述書及び証拠の提出 なし

3 参考人調査の実施

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人の聴取を行った。

- 日時 令和元年11月25日(月) 開会 午後1時33分
閉会 午後2時19分
- 場所 信濃町役場 第1委員会室
- 参考人 穂波第一用水組合 正副組合長

4 監査対象部局の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である信濃町産業観光課に対し、調査を行った。

- 日時 令和元年11月27日(水) 開会 午前10時11分
閉会 午前11時13分
- 場所 信濃町役場 第2委員会室
- 関係人 信濃町産業観光課長、同農林畜産係長、当時担当係主事

第5 監査の結果

1 結論

監査の結果、請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 理由

請求人は、町が行った、辻屋地区計画書作成業務委託費 860 万 7600 円の支出は、事業実施の見通しのたっていない中での、いわゆる見切り発車というべきものであり、公金から支出することは明らかに違法、不当である。と主張し、その理由として、次の 3 点を上げている。

- ① 辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合員のうち一部のものが区画整理事業に反対していること。
- ② 組合員でない者が同意していること。
- ③ 同意書に住所の記載がないなどの不備があるにもかかわらず、組合員の意向を直接確認することを怠っていること。

請求人の以上の主張に対し、町が辻屋地区計画書作成業務委託料を支払ったことが、違法、不当であったかを判断するため、次に掲げる 6 点について審査を行った。

- (1) 町が、辻屋地区計画書作成業務委託料の支払いの原因となる計画書作成業務を、長野県土地改良事業団体連合会に委託するに当たり、違法、不当な行為があったか否か。

審査結果

関係人の調査を行った結果、辻屋地区計画書作成業務について、町が長野県土地改良事業団体連合会長と平成 30 年 7 月 10 日付けで委託契約を締結するまでの経過は次のとおりである。

- ア 平成 28 年 12 月 26 日 土地改良区の総会にて、町の職員が農業競争力強化基盤整備事業を説明
- イ 平成 29 年 1 月 26 日 穂波第一用水組合役員に、町の職員が農業競争力強化基盤整備事業を説明
- ウ 平成 29 年 2 月 24 日 穂波第一用水組合定期総会にて、町の職員が農業競争力強化基盤整備事業を説明
- エ 平成 30 年 1 月 12 日 町が農業競争力強化基盤整備事業の対象となる県の農業農村整備事業実施計画について県知事に審査を依頼
- オ 平成 30 年 1 月 19 日 町が農業競争力強化基盤整備事業の対象となる県の農業農村整備事業実施計画書策定事業の実施について県知事に申請
- カ 平成 30 年 2 月 26 日 前記エの依頼に対し、県知事から県営事業の実施が妥当である旨の通知を受理
- キ 平成 30 年 4 月 4 日 前記オの申請に対し、県知事から農山漁村地域整備交付金の交付事業対象となった旨の通知を受理
- ク 穂波第一用水組合が平成 30 年 4 月 12 日開催の定期総会において、農業競争力強化基盤整備事業の導入を決定したことを確認

ケ 穂波第一用水組合が平成 30 年 6 月 17 日開催の臨時総会において、辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合を設立し、農業競争力強化基盤整備事業の実施を決定したことを確認

コ 平成 30 年 7 月 2 日から 7 月 9 日 町が辻屋地区計画書作成業務を委託するため、起工伺の起案、請負人等の選定、委託業務仕様書の作成、見積書の徴取等の一連の事務手続を実施

町は、以上掲げた 10 段階の手順を踏んで、辻屋農業競争力強化基盤整備事業(以下「本事業」という)の計画書作成業務を委託している。

本事業は、我が国の農業が所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、これに対応するため、農業の高付加価値化を図り、競争力のある農業を展開するべく、農業水利施設の老朽化対策、水田の大区画化・汎用化等の取組みを推進し、長野県が「農山漁村地域整備交付金制度」を活用して国から交付金の交付を受け、辻屋地区内の老朽化した水路の改修と農地の大規模化・高付加価値化を図るべく土地改良事業の一環である農業競争力強化基盤整備事業を実施することとし、地元の水利権者及び農地の所有者・耕作者らが組合を結成して長野県が推進するこの事業に全面的に協力するとの構想に基づくものである。

請求人は、本事業の開始に当たり、事業の推進に当たる役員や信濃町担当者らが用水路の改修のみを事業内容とするかの如き説明をし、農地の区画整理の実施について説明しなかった旨主張するが、穂波第一用水組合が、平成 30 年 4 月 12 日定期総会において本事業を県営事業として地元へ受入れることを決定する迄の間、信濃町土地改良区の理事や信濃町の担当者から繰り返し本事業の目的、事業の種類、事業の内容について資料の配布を受けて説明を受け、農業競争力強化基盤整備事業を実施する場合には、農業用排水施設(農業用排水施設の新設、廃止又は変更)、農道(農道、農道橋等の新設、廃止又は変更)、客土(農用地につき行う客土等)、暗渠排水(農用地につき行う暗渠の新設、廃止、変更等)、区画整理(農用地等の区画形質の変更)の 5 つの事業のうち 2 つ以上を実施しなければならないこと、穂波第一用水組合に関しては、老朽化した農業用排水路を地下埋設化(パイプライン化)することと合わせて農用地の区画整理による圃場の大型化の 2 つの事業を本事業の内容とする必要があることの説明を受け、これを了解し、受容する方針を固めた上で上記定期総会を招集したことが認められ、平成 30 年 6 月 17 日の穂波第一用水組合臨時総会において「辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合」が設立された際にも、組合長より経過説明として、新設された組合が導入する本事業は、農業用排水路の地下埋設管路化及び区画整理による圃場の大型化であることが明らかにされ、新設された組合の平成 30 年度事業計画として、用

水路の地下埋設管路化・排水路の修繕及び畔抜きによる圃場の大型化の事業内容の確定が提案され、承認されており、平成31年1月7日から同年2月4日迄の間縦覧に供された本事業についての土地改良事業計画概要書にも「・・・用水路のパイプライン化及び圃場の大区画化を行い、農業用水の安定供給と維持管理費及び営農経費の節減を図るとともに、担い手の営農に対応した用水供給を実現することで、担い手への農地集積・集約化を促進する。」と明記されており、本事業には用水路の改修と共に圃場の大区画化（区画整理）が含まれていることが明らかであり、用水路の改修と区画整理の両立で事業が進められることが当然の前提となっているのであって、請求人の主張は認められない。

- (2) 請求人の主張する理由のうち「①辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合員のうち一部のものが区画整理事業に反対していること。」について
審査結果

平成30年4月12日開催の穂波第一用水組合定期総会において全員賛成で本事業を導入することを決定している。

また、平成30年6月17日開催の穂波第一用水組合臨時総会においても、辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合を結成し、本事業を進めることを出席者全員賛成で可決している。

穂波第一用水組合の規約では、第11条で「議事の決定は出席者の過半数をもって成立する。」と規定し、これに従って決定していることから、請求者の主張する違法、不当な行為は認められない。

- (3) 同意書の必要性について
審査結果

請求人の主張する「②組合員でない者が同意していること。」及び「③同意書に住所の記載がないなどの不備があるにもかかわらず、組合員の意向を直接確認することを怠っていること。」については、本事業の根拠となる長野県が定めた、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領（平成19年5月31日19農整第199号）に、同意書に関する規定がないこと、また、同意書は穂波第一用水組合が組合員の意向を確認するため独自に徴取したものであり、同意書は必要要件ではないこと。以上の点から、違法、不当な行為であったとは認められない。

- (4) 事業実施の見通しのたっていない中での、いわゆる見切り発車であったか否か。

審査結果

本事業を実施するに当たり、町が計画を策定し、県にその内容の審査を依頼している（前記(1)エ）。この依頼を受けて、県は平成31年度県営農業農村整備事業新規地区検討委員会に諮り、本事業について、必要性、重要性、効率性、緊急性及び計画の熟度の各面から評価し、その結果総合評価Aで県営事業の実施が妥当との結論を得ている。

また、地元辻屋地区においても、本事業を実施するに当たり、平成30年6月17日に辻屋農業競争力強化基盤整備事業組合を設立し積極的に事業を導入する意思を示していることと合わせ、事業実施の見通しのたっていない中での、いわゆる見切り発車であるという事実は認められない。

(5) 町が辻屋地区計画書作成業務委託料を支払ったことの適否

審査結果

委託料の支払いは、長野県土地改良団体連合会長から契約履行期間内の平成31年2月28日付けで受託業務の完了届けが提出され、この完了届けを受けて、町は平成31年3月1日に完了検査を実施し、合格と認め、平成31年3月28日に委託料を支払っている。

信濃町財務規則第121条第1項で、「予算執行者は、第114条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をとることができない。」と規定されており、本件委託料の支出は財務規則に従ったものと認められる。

また、事業の起工何から見積書の徴取までの事務手続も、地方自治法施行令及び信濃町財務規則に従って実施されており、町が辻屋地区計画書作成業務委託を進める過程において請求人の主張する違法、不当な手続である事実は確認できない。

(6) 委託契約締結から委託料を支払うまでの間に、違法、不当な事実が生じたか否か。

審査結果

請求人は、令和元年11月22日開催の請求人陳述において、委託契約締結後に調査を行って、組合員に意向確認をしていれば、公金を支出する前に手続きを止められたと主張しているが、この点について、町は、前記(1)から(5)に述べたとおり、手順を踏んで業務を進めてきており、委託業務契約を中断又は破棄するに値する事実は確認できない。

以上の結果、町が行った本件に関する業務委託契約及び委託料の支出に関わる一連の事務処理について、違法又は不当な事実は認められない。